

(メール通知)  
元障第 1157 号  
令和 2 年 2 月 25 日

指定障害福祉サービス事業所等  
設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部  
生きがい推進局障がい福祉課長  
〔 公 印 省 略 〕

### 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の適切な実施について

平素から、障がい保健福祉施策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、人員配置や利用定員の変更など、事業所体制の見直し等により、新たに加算を算定する場合、または、指定基準等において配置が必要とされている従業者が確保できない等により報酬の減算が必要となる場合は、体制届の提出が必要です。

また、前年度の実績等により加算等の算定可否に変更がある場合も提出が必要です。

令和 2 年 4 月から体制等の変更を予定されている事業所等におかれましては、各指定権者に対して「介護給付費等（または障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」を提出していただくなど、手続きに遺漏のないようお願いします。

なお、前年度の実績により基本報酬区分が決定されるサービスのうち、**以下の場合は、報酬区分の変更がなくても必ず体制届を提出いただきますようお願いいたします。**

対象サービス	対象事業所	提出書類※
就労移行支援	全事業所	別表 1、別添、確認資料
就労継続支援 A 型		別表 2、参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式
就労継続支援 B 型		別表 3、参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式
就労定着支援		別表 4、別添、確認資料
地域移行支援	サービス費(I)を算定する事業所	別表 5、確認書類
放課後等デイサービス	給付費区分 1 (の 1, 2) を算定する事業所 (指標該当児が 50% 以上利用)	別表 2

※ 提出書類の欄は、体制届出書（様式第 5 号）、体制状況一覧表に添付する書類を記載。

### 記

#### 1. 届出先（指定権者）

##### (1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等

東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒793-0042 西条市喜多川 796-1 TEL 0897-56-1300 (内線 241 又は 284)

##### (2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等

中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 TEL 089-909-8756

##### (3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等

南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 TEL 0895-22-5211 (内線 381 又は 246)

##### (4) 松山市所在の事業所等

①指定障害福祉サービス事業所・施設等 } → 松山市 (※松山市の様式で提出)

②指定障害児通所支援事業所

③指定障害児入所施設 → 中予地方局地域福祉課 (上記(2)の届出先)



児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号。報酬の留意事項通知）第二の 1（8）による期限までに自己評価結果公表の報告ができない場合、『自己評価結果未公表減算』が適用されますので、減算に係る体制届の提出をお願いします。

（参考）愛媛県ホームページ

[https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/ji\\_kizyunminaoshi/ji\\_zikohyokatou.html](https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/ji_kizyunminaoshi/ji_zikohyokatou.html)  
愛媛県トップページ → 健康・医療・福祉 → 障がい者福祉 → サービス事業者 → 指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ → 障害児通所支援に係る指定基準等の見直しについて → 自己評価結果公表の義務付け

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 障がい支援係 菊地 T E L 089-912-2424      F A X 089-931-8187 ※体制届については各地方局地域福祉課へお問合せください。
--